

令和元年6月24日現在

機関番号：14301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K16915

研究課題名（和文）日米における違憲審査制の発展過程に関する研究

研究課題名（英文）Study on the Development of Judicial Review in the United States and Japan

研究代表者

見平 典 (Mihira, Tsukasa)

京都大学・人間・環境学研究科・准教授

研究者番号：90378513

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、日本の最高裁判所とアメリカ連邦最高裁判所による違憲審査制（裁判所が法令の合憲性を審査する制度）の運用の変化・発展の過程と、その背景を多面的に分析した。そして、日米両最高裁判所による違憲審査制の運用の展開に影響を及ぼしてきた、司法に関わる諸制度、諸アクター、出来事を明らかにし、違憲審査制の運用や憲法秩序形成の動態に関する経験理論形成の基礎となる知見を蓄積した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

違憲審査制は人権の保障、法の支配の実現にとって柱となる制度である。本研究の成果は、違憲審査制がこうした機能を果たすことができるように必要な施策を講じていく上で土台となる知見であり、学問的にも社会的にも重要な意義を有するといえる。

研究成果の概要（英文）：This research project has analyzed the processes and backgrounds of changes and developments of the administration of judicial review by the Supreme Courts of Japan and the United States. It has revealed how institutions, actors, and events have shaped the development of judicial review by each Court, and has provided insights necessary to form empirical theories of judicial review and constitutional ordering.

研究分野：違憲審査制論

キーワード：違憲審査制 最高裁判所 司法政治 基礎法学 公法学 アメリカ

1. 研究開始当初の背景

違憲審査制は人権の保障、法の支配の実現にとって柱となる制度であるが、日本においては、最高裁判所が長年にわたってこの制度をきわめて消極的に運用しており、制度理念通りに機能していないと評されてきた。このため、日本の基礎法学・公法学は、違憲審査制の活性化を目指して、日本の最高裁判所が違憲審査制を消極的に運用している背景的要因や、この制度の母国であるアメリカの連邦最高裁判所がそれとは対照的に同制度を積極的に運用している背景的要因を解明しようとしてきた。

もっとも、先行研究はそうした要因を個別的・部分的に列挙している段階にあり、要因を体系的・網羅的に解明するまでには至っていなかった。また、先行研究は現在の両国における制度運用に着目した静態的な分析が中心であり、制度運用の変化・発展の過程に着目した分析は十分に行われてこなかった(そうした分析は、前者の分析のみからでは析出されない、違憲審査制の運用に影響を及ぼす諸要因を浮き彫りにするであろう)。さらに、そうした分析を踏まえた理論化(違憲審査制の運用の規定要因や、憲法秩序形成の動態に関する経験理論の形成)も、課題として残されていた。

2. 研究の目的

これらの諸課題に取り組むため、研究代表者はこれまで、日米両最高裁判所による違憲審査制の運用の動態について分析してきた。その結果、裁判所が違憲審査制を積極的に運用するためには一定の資源が必要であることや、アメリカでは20世紀中後期に時の政治指導者が連邦最高裁判所にそうした資源を提供したことが同裁判所の積極化の一因になっていたことなどを明らかにした。

本研究は、これらの成果を土台としながら、日米両最高裁判所による違憲審査制の運用の変化・発展の過程とその背景をより多面的に明らかにすること、それを通して、違憲審査制や憲法秩序形成の動態に関する経験理論の形成に寄与することを目的とするものである。

3. 研究の方法

本研究課題は基礎法学(法社会学・法史学)・公法学(憲法学)・政治学(司法政治学)の3領域に跨がることから、本研究課題に取り組むにあたっては、これらの領域の知見・理論・方法を幅広く活かした、学際的かつ多角的な分析に努めた。

また、司法政治学はその重要性にもかかわらず、日本においては未だ学問分野として確立していないことから、日本における司法政治学の形成につながるよう、司法政治学の理論と方法の積極的な摂取と応用に努めた。

4. 研究成果

4-1. アメリカ

(1) 本研究ではまず、1970年代以降のアメリカにおけるもっとも論争的な憲法問題である、中絶問題をめぐるアメリカ連邦最高裁判所の違憲審査の展開過程とその背景を分析した。そして、同問題をめぐる違憲審査の変化・発展には、訟務長官や公益団体・市民団体による司法への各種資源提供が影響を及ぼしていたことを明らかにした。さらに、中絶問題をはじめとするアメリカの憲法秩序形成過程においては、裁判所・政治部門・市民社会の三者間の多元的・継続的・実質的な相互作用がみられること、アメリカの統治構造と市民社会のありようがそのような相互作用を可能ならしめていることなどを明らかにした(後掲、図書)。

(2) 判決に付される少数意見は後の憲法判断の規範的資源になりうることから、少数意見制のあり方は違憲審査制の運用の変化・発展に大きな影響を及ぼしうる。そこで、本研究では、アメリカ連邦最高裁判所における少数意見制の展開過程についても分析を行った。その結果、20世紀中期の少数意見激増の背景には、制度的要因・法思想的要因・人的要因が働いていたこと、少数意見の一般化に伴って継続的・討議的な法秩序(憲法秩序)形成が進展してきたことなどを明らかにした(後掲、図書)。

(3) 裁判官選任手続は裁判所の正統性の水準、判決の質、裁判所内の価値観の構成等を規定することから、裁判官選任手続のあり方は違憲審査制の運用にも影響を及ぼすと考えられる。そこで、本研究では、アメリカ連邦最高裁判所裁判官選任手続の動態についても分析を行い、国民に開かれた開放的な選任手続が、裁判官の資質、裁判所の民主的正統性、裁判所の代表性を担保してきたこと、このことが連邦最高裁判所の積極的な違憲審査制の運用を可能にしてきたことなどを明らかにした(後掲、論文)。

また、日本の最高裁判所裁判官選任手続の動態についても分析を行い、日本の手続は上記要素を担保していないこと、そのことが最高裁判所の消極的な違憲審査制の運用の一因になって

きたことなどを明らかにした。さらに、上記要素を担保するための方策として、諮問委員会制度と公聴会制度の有効性について検討した（後掲、論文）。

（４）上記（１）-（３）では、訟務長官、公益団体・市民団体、少数意見制度、裁判官選任制度に着目したが、本研究では他のアクターや制度と、アメリカにおける違憲審査制の発展過程や憲法秩序形成過程との関わりについても考察した。そして、アメリカにおいては、弁護士会、マス・メディア、国民も、司法の積極的な違憲審査を支える政治的基盤として機能してきたことなどを指摘した（後掲、論文）。ただし、この点については予備的な考察に止まるため、今後さらに研究を深めたい。

4 - 2 . 日本

（１）2000年代以降、日本の最高裁判所は従来よりも違憲審査制を積極的に運用するようになった。そこで、本研究では、その変化の背景を理解するため、当時の最高裁判所において重要な役割を担った滝井繁男・元最高裁判所裁判官の法思想について分析し、応答的法型の司法観が同裁判官の積極的な判決行動を導いていたことを明らかにした（後掲、論文）。

また、同時期の最高裁判所においては、違憲審査の漸次的な積極化とともに、少数意見の大幅な増加もみられた。そこで、上記（２）の成果を踏まえながら、その背景についても検討し、法思想的要因などの存在を指摘した（後掲、論文）。

（２）本研究ではさらに、日本における違憲審査制の発展過程について、より長い時間軸で理解するための予備的な分析も行った。具体的には、戦後日本の司法をめぐるいくつかの主要な制度変化・出来事とその影響について検討し、それらが最高裁判所の資源量や価値観の構成を規定していたこと、それを通して違憲審査制の運用の変化・展開に影響を及ぼしてきたことを明らかにした（後掲、図書）。今後、分析の対象を広げて、さらに研究を深めたい。

（３）本研究では、日本において応答的法型の司法を実現するための方策（それは違憲審査制の活性化を実現するための方策でもある）についても検討し、4 - 1 および 4 - 2 の成果に基づきながら具体的に提示した（後掲、図書）。

4 - 3 . その他

4 - 1 および 4 - 2 の分析を行うにあたり、とりわけ司法政治学が有用であることに照らし、本研究では司法政治学の理論・方法・限界についても検討を行った（後掲、論文）。

以上のように、本研究は、日米における違憲審査制の発展の過程と背景について多面的に明らかにするとともに、それを通して、違憲審査制の運用の規定要因や憲法秩序形成の動態に関する経験理論形成の基礎となる知見の蓄積を進めた。こうした研究は、違憲審査制が人権の保障、法の支配の実現にとって鍵となる制度であることに照らせば、学問的にも社会的にも重要であるといえる。今後は本研究を土台としながら、分析対象となる時期区分や裁判所等を拡張して、違憲審査制に関する経験的研究をさらに進めていきたい。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 5 件)

見平典「アメリカ司法の制度的・政治的基盤」年報政治学 2018-1号(2018年)147-170頁(査読なし・依頼)

見平典「最高裁判所と民主主義 最高裁判所裁判官人事を中心に」公法研究 79号(2017年)209-222頁(査読なし・依頼)

見平典「政治学は《法》をどのように見るのか」法社会学 83号(2017年)99-109頁(査読なし・依頼)

見平典「最高裁判所の現在 違憲審査制と少数意見制の活性化の背景と特徴」法律時報 1105号(2016年)80-86頁(査読なし・依頼)

見平典「「公共性の空間を支える柱」としての司法を目指して 滝井繁男」法律時報 1090号(2015年)74-79頁(査読なし・依頼)

〔学会発表〕(計 9 件)

MIHIRA, Tsukasa, "The Politics of Judicial Review and Judicial Independence: The Case of Japan", CSLS Visiting Scholars Speakers Series, Center for the Study of Law and Society, University of California, Berkeley (2017).

見平典「両院制州議会における議席配分と1人1票原則 Reynolds v. Sims」アメリカ憲法判例研究会、慶應義塾大学、2017年。

見平典「最高裁判所と民主主義 最高裁判所裁判官人事を中心に」日本公法学会第81回総会第2部会、慶應義塾大学、2016年。

見平典「最高裁判所と民主主義 最高裁判所裁判官人事を中心に」関西憲法判例研究会、関西大学、2016年。

見平典「政治学は《法》をどのように見るのか」2016年度日本法社会学会学術大会、立命館大学、2016年。

見平典「最高裁判所の現在」2016年度日本法社会学会学術大会、立命館大学、2016年。

見平典「司法制度と司法行動 『日本の最高裁判所』書評報告」立命館大学最高裁判所研究会、立命館大学、2015年。

見平典「学校新聞と生徒の表現の自由 Hazelwood School district v. Kuhlmeier」アメリカ憲法判例研究会、慶應義塾大学、2015年。

見平典「公共性の空間を支える柱」としての司法を目指して 滝井繁男」最高裁判所裁判官研究会、同志社大学、2015年。

〔図書〕(計 4 件)

見平典「応答的司法の政治的基盤と正統性」毛利透ほか編『比較憲法学の現状と展望 初宿正典先生古稀祝賀』(成文堂、2018年)459-477頁。

見平典「近現代における司法と政治」高谷知佳・小石川裕介 編『日本法史から何がみえるか 法と秩序の歴史を学ぶ』(有斐閣、2018年)277-304頁。

見平典「現代アメリカにおける法部門の動態と展望 多元主義的な憲法秩序形成の担い手としての裁判所・訟務長官」川崎政司・大沢秀介 編『現代統治構造の動態と展望 法形成をめぐる政治と法』(尚学社、2016年)79-110頁。

見平典「アメリカにおける少数意見制の動態」大林啓吾・見平典 編『最高裁の少数意見』(成文堂、2016年)105-141頁。

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

見平典「書評 秋葉丈志著『国籍法違憲判決と日本の司法』」法社会学 85号(2019年)253-257頁。

(1)研究分担者

研究分担者氏名： 見平 典

ローマ字 氏名： MIHIRA, Tsukasa

所属研究機関名： 京都大学

部 局 名： 大学院人間・環境学研究科

職 名： 准教授

研究者番号： 90378513

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。